

議題 3

空家等対策計画及び指針の改訂について

【資料3-1】 「大阪市空家等対策計画（第2期）」及び

「特定空家等に対する措置その他の特定空家への対処に関する指針」の主な改訂内容

空家等対策計画（第2期） 改訂の背景

- 本市では、令和3年4月に大阪市空家等対策計画（第2期）（以下「第2期計画」という。）を策定し、現在、第2期計画に基づく取組を進めてきた。
- 令和5年度は、第2期計画の計画期間（令和3年度から令和7年度）の中間年度となり、今後の取り組みを効果的に進めるため、これまでの成果や課題等について検証を行った結果、成果指標として設定した3つの目標については、全て目標値を上回る成果となっており、今後の方向性としては、第2期計画で掲げた基本的な方針に基づき、空家等対策の取り組みを継続することとした。
- 一方で、特定空家等は周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められることから、引き続き、特定空家等対策を重点課題として取り組む必要がある。
- また、本年6月14日に公布され、12月13日に施行された改正空家法では、特定空家に至る前の「管理不全空家等」や「緊急代執行」等の規定が設けられた。国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（以下「ガイドライン等」という。）も改正され、新たに管理不全空家等の判定基準や措置の内容等が示された。
- 以上のことを踏まえ、第2期計画の中間見直しを行い、必要な改訂を行う。

空家等対策計画（第2期）及び特定空家等指針の主な改訂内容

- 特定空家等の件数、分布等や空家に関するアンケート調査の内容等を時点更新する。
- また令和3年4月から令和5年9月における2期計画の進捗状況を踏まえ、本市における取組状況を時点更新する。
- 法改正により新たに規定された「管理不全空家等」等を、第2期計画及び特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針（以下「指針」という。）に位置付ける。
- 国のガイドライン等を踏まえ、指針の別表1「特定空家等の判断の参考となる基準」及び別表2「保安上危険な建築物の判定表」を改訂（指針に反映）する。
- その他、法改正後の条番号と整合を図るなど、必要な改訂を行う。

空家等対策計画（第2期）及び特定空家等指針の改訂手続きと今後の予定

- 令和5年9月、12月 大阪市空家等対策協議会専門部会での意見聴取
- **令和5年12月** **大阪市空家等対策協議会での意見聴取**
- 令和6年2月上旬
～ 3月上旬 指針の意見公募の実施
- 令和6年3月中旬 意見公募の結果公表
- 令和6年3月中旬 2期計画及び指針の改訂決裁
- **令和6年4月1日～** **新判定表及び、改訂計画、改訂指針に基づく指導開始**